

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社に雇用され、同年〇月からC会社A工場（以下「工場」という。）に派遣され、製造オペレーターとして就労していた。

請求人によれば、同年〇月〇日、機械の部品を交換作業中に、右の肩甲骨のあたりにズキンと痛みを感じたという。

請求人は、同日、Dクリニックに受診し「頰椎症性神経痕症、右肩関節周囲炎」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として、首をひねったと文書に書いてあるが、右肩関節と腕の上部の痛みである旨主張しており、その趣旨は明確ではないものの、首をひねったという事実はなく、重量物を取り扱う作業により右肩関節と腕の上部に痛みが生じたものであるという趣旨と推察されるが、請求人に発症した本件傷病は決定書理由第2の2(2)に説示するとおり、業務上の負傷に起因する疾病、上肢作業に基づく疾病いずれにも該当せず、業務上の事由によるものとは認められないところである。

(2) また、請求人は、工場側の証言は嘘で、腕や首が痛いと言って休んだことはない旨主張しているが、たとえ請求人の主張を認めたとしても、上記判断を左右するものではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。